

大和市グリーンアップセンター管理規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和8年2月16日

大和市長 古谷田 力

大和市規則第8号

大和市グリーンアップセンター管理規則の一部を改正する規則

大和市グリーンアップセンター管理規則（平成5年大和市規則第50号）の一部を次のように改正する。

第2条中「指導、相談及び」を削り、「、講習会」を「並びに講習会」に改める。

第3条第1項第1号中「午後9時」を「午後5時」に改める。

附 則

この規則は、令和8年4月1日から施行する。